

第136回横浜市都市美対策審議会

次 第

日 時 令和6年4月22日（月） 13時から14時20分

会 場 横浜みなとみらい21プレゼンテーションルーム

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 歴史的風致維持向上計画の策定について（報告）

(2) 各部会の開催状況について（報告）

5 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 名簿】

委嘱期間：令和5年8月7日から令和7年8月6日まで

		氏 名	現 職 等
1	会長	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
2	委員	青木 祐介	横浜開港資料館・横浜都市発展記念館 副館長
3	〃	荒井 聖輝	公募市民委員
4	〃	大西 晴之	横浜商工会議所 議員
5	〃	加茂 紀和子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授（建築）
6	〃	鴨下 香苗	公募市民委員
7	〃	嵯峨 しのぶ	神奈川県弁護士会 弁護士
8	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院教授（景観）
9	〃	東海林 弘靖	照明デザイナー・LIGHTDESIGN INC. 代表
10	〃	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市デザイン）
11	〃	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授（ランドスケープデザイン）
12	〃	三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授（建築・都市計画）
13	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）

第135回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	<p>議事1 横浜市都市美対策審議会会長の選任について</p> <p>議事2 横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の指名について</p> <p>議事3 会長代理者及び部会長代理者の指名について</p> <p>議事4 歴史的風致維持向上計画の策定について（報告）</p> <p>議事5 各部会の開催状況について（報告）</p>
日 時	令和5年9月6日（水）午前10時から午前11時49分まで
開催場所	横浜市役所18階共用会議室みなと6・7
出席委員 （敬称略）	青木祐介、荒井聖輝、大西晴之、加茂紀和子、鴨下香苗、国吉直行、嵯峨しのぶ、真田純子、東海林弘靖、中島直人、三輪律江、山家京子
欠席委員 （敬称略）	福岡孝則
出席した 書記	<p>書 記：黒田 崇（都市整備局企画部長）</p> <p>榊原 純（都市整備局地域まちづくり部長）</p> <p>光田麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長）</p> <p>石井 聡（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）</p>
関 係 者	<p>議事4：鈴木 淳（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）</p> <p>星 直哉（都市整備局企画部都市デザイン室担当職員）</p> <p>議事5：土師朝子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）</p> <p>新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長）</p>
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	
議 事	<p>1 議 事</p> <p>（1）横浜市都市美対策審議会会長の選任について 会長は、委員の互選により国吉直行委員に決定した。</p> <p>（2）横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の指名について 事務局は部会構成及び部会長について事務局案を説明し、会長は新しい部会委員と部会長を指名した。</p> <p>（3）会長代理者及び部会長代理者の指名について 事務局は会長代理者及び部会長代理者について事務局案を説明し、会長は会長代理者を、部会長は部会長代理者を指名した。</p> <p>（4）歴史的風致維持向上計画の策定について（報告） （国吉会長） それでは、議事（4）、歴史的風致維持向上計画の策定について、担当課からご説明をお願いいたします。</p> <p>議事4について、担当課から説明を行った。</p> <p>（国吉会長） 今回初めて審議会にご出席の方もいらっしゃると思いますので、私からも横浜の歴史を生かしたまちづくりについて補足しますと、一般的に歴史的建造物というのは、古都と言われるような奈良・京都やお城がある都市で、国の手厚い保護の下に文化財指定などによって街並みが保存されてきたのですが、1970年代、そういったシンボリックな建物以外でも街並みといいますが、妻籠や中山宿の街道の町並みといったところも残すべき価値として評価されるようになってきました。単体の建物から街並みへという流れがあったのですが、一方、大都市においては戦後、とにかく新しいものをどんどんつくっていかうという流れの中で、戦災後にはかなり歴史的建造物は壊されて行きました。ただ、横浜の場合は、偶然ですが米軍の接収が10年以上あったものですから、各都市の戦後の復興が終わった頃</p>

によりやく一部復興が関内地区などで始まるような状況でした。

そのときに、横浜の都市デザイン行政として、戦災で焼けた建物でも、横浜のシンボルである開港という歴史や伝統を引き継ぐような歴史的建造物は残しておいたほうが街の特性づくりに役立つと考えました。全て解体してしまうと、日本の都市はどこも全て同じようになってしまわないかと危惧しました。横浜の都市デザインとしては、何とか横浜の特性、個性をつくっていききたいという流れの中で、わずかでも残っているものを何とか維持・保全していききたいという感じだったのですが、県の博物館とか重要文化財クラスは1つ2つはありましたけれども、全てのものが重要文化財等になるようなものではない。そういう中で、一般的な街並みの中でも開港横浜を彷彿させるようなものについては、何らかの形で面影を踏襲していく政策は取れないかということで、先ほど事務局からありましたように歴史を生かしたまちづくりというのを昭和63年につくったのです。それは、馬車道にある旧日本火災という、元川崎銀行ですけれども、このビルを解体するという話になったときに市民運動が起こって、これは馬車道・関内の歴史だから、ぜひ一部でも残してほしいという強い意見があって、それを横浜市としてもフォローするために、日本火災さんに市民と一緒に交渉したりしながら「歴史を生かしたまちづくり」の仕組みもということで残していただくことに協力を求めるとともに、その場合には位置づけして、認定して、保存・活用については非常にお金のかかることですので、財政的負担を一部でも横浜市としてフォローさせていただくといった制度をつくったわけです。

ただ、これは国の制度にはなかったやり方で、例えば建物は新しくしてもいいけれども外側に壁面だけ残すとか、文化財ですと内部もそのまま残せ、一切触っては駄目ということなのですが、外壁だけ残してもいいとか柔軟な対応で街並みとして生かしていければありがたいということで、現代的な都市としては珍しい取組としてこういった歴史を生かしたまちづくりを始めたわけです。これは国にない制度で先駆的だったのですが、そのうちどンドン国もそういうやり方もあるかということで、文化財の中でもいろいろな形の残し方をやっていたくようになりまして、最近はこういった新しい、歴史的建造物を含むある地域を、歴史的建造物だけではなく文化そのものも含めて歴史的風致と位置づけるということで、もう少し手厚くフォローしていく制度に変わってきたということです。横浜市も財政が厳しい中でいろいろやってきましたが、今、完璧にできているわけではないので、さらにこういった国の制度も活用して、少し幅広く、財政的側面あるいは建物以外のところも含めて対応することが可能であればそれを活用していこうというふうに踏み込んでいったのだと思います。そういうことで、さらにメニューが増えていったのかなと思います。

私からも、長く付き合ってきたことがあるものですから説明させていただきました。委員の方から何か質問などありましたらぜひどうぞ。また、青木委員さんが別途この策定には歴史の保全委員の一人としてご協力いただいているということですが、何か補足することはございますか。

(青木委員)

先ほど長崎を比較の対象として出されていましたが、そもそも長崎で開港というともう江戸時代の話になるわけで、横浜のように19世紀から発展していった近代都市は、国交省の資料にあるような城下町都市をベースにしているような歴史的風致の考えに当てはめづらいというか、城下町のようにはっきりした核があって、エリアがあって、それで現代に都市が重層的にできているというようなものを横浜でなかなか見いだしづらいということと、あとは、活動を評価する部分がハードルだと先ほどおっしゃっていましたが、外国人居留地だとか歴史的な地区をある程度設定はできても、50年以上そうした環境を守る活動が続いていることをどうやって見いだしていくのかというストーリーづくりに今、事務局も含めて悪戦苦闘しながらトライしているところだということです。ただ、最終的に、前提として話にあったような、税制面でなかなかサポートが受けられない部分を、こういうことをやることで、国庫補助でサポートしていくところに何とか持っていけるように、私のほうでもできる限りの協力体制でやっているところです。

(国吉会長)

ちょっと事務局に質問です。先ほど表が出てきましたが、京都は別として、政令指定都市クラスで歴史的風致維持向上計画等をつくっている都市というのはあるのですか。名古屋市が入っていますね。堺市か。福岡は入っていませんね。

(鈴木係長)

政令指定都市としては少ないと思います。

(国吉会長)

名古屋、京都、堺ぐらいですね。大阪は入っていない。

(鈴木係長)

大阪は入っていません。

(国吉会長)

分かりました。ということで、青木さんからも発言がありましたが、堺だと堺の街並みがありますよね、千利休の関わった地域とか、名古屋も一角に歴史的空間が残っているわけですが、白壁の街があったりとか、そういうところがない横浜でも、うまく活用していくといいなと思います。何かご意見を頂ければ幸いです。どうぞ。

(中島委員)

初めて聞いたことなので確認ですが、先ほど昭和63年の調査での建造物のその後の残存・滅失状況というのがございました。これは調査した建物の分布もそうですし、滅失状況とかの、横浜の中のある種の地域的な偏りというか、どういう地域でどういう建物がどういうふうになくなっているのかということと、今回、3つの歴史的風致ということをおっしゃっていますが、これがうまく合致しているのかというか。狙いとしては消失していくことを防ぐということだと思いますので、どれくらいの建造物が例えばこの3つの歴史的風致の範囲の中に入ってくるのかとか、あるいはこの3つの中からはどのくらいのものがこぼれ落ちてしまうのかといったところが一つポイントになるかなと思ったのが、まず1つ目の質問です。

あと、もう一つは、昭和63年の時点での、ある種の歴史的建造物を基本とされて、政策というかこの歴史まちづくりというのが今も考えられているということですが、既にもう40年たっていて、その後、当時としては歴史的なものとは認められていなかったものも、市民の方々が非常に歴史を感じているようなものが増えてきたりとか、そういうことがあるような気がします。そのあたりの基本的な調査というか、昭和63年の調査というのは分かったのですが、その後40年たって横浜の歴史的建造物と認識されるものそのものが増えていくのかどうか、そういうものを把握されているのかどうかというのを伺いたしたいと思います。2点、質問です。

(鈴木係長)

まず1点目のご回答ですが、どのエリアで滅失しているか詳細は分かっていないのですが、滅失しているものとしてはやはり西洋館が多いと。西洋館に関しては山手町がメインになってくるということもあるので、先ほど言った歴史的風致の中で山手町を歴史的風致と設定して、今後、実は重点区域としても山手町を考えています。なので、西洋館の滅失に対する対策はできているかなと。あとは、近代建築に関しても滅失の数が多くなっていることを含めると、近代建築は基本的に関内が多いかなと感じております。なので、重点区域もやはり関内を設定しようとしていますので、滅失の傾向というところから歴史的風致、重点区域を考えているので、そこに対して対策はできていると考えております。

(光田書記)

補足いたしますと、悉皆調査の中で郊外の古民家もかなり滅失が見られるのですが、今回、風致を設定しようとしたときに、先ほどのお話のように東海道で何か活動が残っているのかとか、そういうことを国のほうと協議した結果、どうしても横浜の郊外の古民家は難しい部分が多くありまして、先生おっしゃるとおり、歴史的風致維持向上計画の中では郊外の古民家の対応はなかなか難しいかなというのが現状となっております。

(鈴木係長)

2点目は、悉皆調査の増減ということでよろしかったですか。一応、毎年度、悉皆調査の台帳には、歴史を生かしたまちづくり要綱の登録認定になり得るようなものを載せております。もちろん、同じところを調査することもあれば、新規に新しいものを載せることもあります。

(星)

担当職員の星と申します。補足させていただきますと、今、中島先生がおっしゃられた、新しいジャンルとか潮流に応じた歴史的建造物の考え方という点に関してですが、例えば、最近ですと洋館付き住宅ですとか、横浜だと郊外に広がっていた別荘地にあるようなものとか、東横線に都市発展の過程で見られたような、和館と洋館が併設したような住宅というのは平成30年に新しいジャンルのものとして認定させていただいた事例もございます。近年、そういったものも歴史的建造物の評価を取り入れながら台帳の更新をしています。横浜だと特徴的な防火帯建築ですとか、戦後の建造物の取扱いをこの計画とセットでどうやっていくのかというのを、まさに検討を始めていくフェーズになっています。計上はしているのですが、今のところ防火帯とかで認定はまださせていただいてなくて、評価という点もそうなのですが、防火帯に関して言えば、区分所有になっている所有者さんがたくさんいらっしゃることで、建物の構造上の問題などもろもろありますので、取扱いをもう少し検

討してからどうやっていくのかを考えていくということで考えています。

(中島委員)

よく分かりました。歴史的風致維持向上計画で守れる部分とそうでない部分がかかなりあると思うので、最後におっしゃった全体の歴史まちづくりビジョンがすごく大事で、その中の一つの手法として歴史的風致維持向上計画があるのだという、そこはしっかりとっていただければなど、今聞いて思いました。

(国吉会長)

ほかにご質問は。鴨下委員、どうぞ。

(鴨下委員)

2点あって、横浜で制定されている歴史を生かしたまちづくり要綱ですが、その助成金の上限額は昭和63年から変わらないものなのかというのと、あと、歴史的風致維持向上計画を策定されて国から認定を受けると、その地域の方に何か制約とかがあるのかというところを伺いたいと思います。

(鈴木係長)

まず1点目の話をさせていただくと、上限金額は変わっています。一番最初、昭和63年に制定してから、金額に関しては1回か2回ぐらい経済状況に応じて変えていて、現在に至っています。

あと、2点目の制約の話です。重点区域に設定することで制約があるかということ、建築的な制約はないです。

(鴨下委員)

では、建築確認が取りにくくなるとか、そういうことはないのですか。

(鈴木係長)

ないです。

(光田書記)

これで歴史的建造物に認定しますと、ある程度公表といいまして、どこにどういう建物があるかということをやったり市民の皆様にご覧いただく必要があります。今、西洋館につきましては個人で持たれているということで、あまり横浜市としても広く公表とか、マップをつくったりとかそういうことはしてこなかったもので、そのあたり、お一人お一人のご事情と横浜市の考えをすり合わせていく必要はあると考えております。

(国吉会長)

それと同じような質問になるかと思いますが、認定歴史的建造物の場合は一定の契約をしますよね。契約して一定期間は保持されることにはなりますが、歴史的風致に指定されて、そこで何らかの位置づけがなされた建造物については、新たな計画をするときに、地域の問題と該当する建築物についての建築の自由さみたいなものはどのぐらい影響があるのか。横浜の場合、歴史を生かしたまちづくりというのは、新しい使い方も含めて内部改造をしたり、一部、上に増築したりということも含めてやっているわけですが、歴史的風致の場合でもそういうことは横浜市のこれまでの対応と同じぐらいの、ある程度幅のある対応はできるのか、それは少し抑えられるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

(光田書記)

歴史的建造物そのものは、横浜市が認定している建造物であったり、指定文化財であったりという中のハードの規制しかかかりませんので、風致をかけたからといってそれが強くなることはないということです。

(国吉会長)

そうすると、例えば、防火帯建築は10年間ぐらいは持ち続けてもいいけれども、その後はそのイメージを残しながら変えていくことも事業主として思っていたりすると、それでも、歴史的風致にかける価値というか、そういう対象となるのかどうか。それはどうですか。

(鈴木係長)

なると思います。今回のこの計画に関しても、おおむね5年から10年の計画になっています。なので、計画見直しのときに指定建造物に指定するかどうかの判断であるとか、そういうことの見直しの期間、タイミングがあるので、そう考えると、防火帯建築物を指定していくのは意味があると思います。

(国吉会長)

分かりました。ほかに何かご意見・ご質問は。山家委員、どうぞ。

(山家委員)

コメントのようなものになってしまうかと思いますが、確かに、今回の計画策定によって山手の西洋館が税優遇措置を受けられるというのは、残していくモチベーションにつながっているなと思いました。ただ、個別にご相談に乗ったりしたこともあるのですが、そこに住み続けようと思っておられる方ばかりではなくて、持つてはいたいけれどもどうしていいのかわからないとおっしゃる方もいるので、持つている西洋館の保存・活用の仕方について相談に乗るといふか、それが市のお仕事になるかどうかはわかりませんが、何かその辺の仕組みといふか、少し後押しをするような仕組みがあるといいのかなと思いました。

(鈴木係長)

この歴史的風致維持向上計画に記載できるかどうかは別として、先ほど言ったまちづくりビジョンという全市的なもの、歴史を生かしたまちづくりを推進していこうという中で、活用に関して困っていてどうすればいいのかわからないという人がやはり多いです。ただ、我々のほうもそういう支援団体の登録とかもしていないので、では、誰に紹介しようかとなったときに、そのような事業スキームとか資金調達ができるような団体さんが登録できるようなシステムができないかというビジョンで今、考えています。

(山家委員)

いいと思います。まちづくりでもありますよね。プランナーを派遣するとか。

(鈴木係長)

そうですね。地域まちづくり課とかが持つているコーディネーターの派遣制度や支援団体の制度と同じようなものが出来上がると、よりいいのかなと思っています。

(国吉会長)

ほかにご意見はございますか。真田委員、どうぞ。

(真田委員)

質問ですが、前から課題になっているブラフ積の保全が、あれは建築基準法の制約があつてそのまま残せないということですが、こういうものに認定されると、その例外措置みたいなことになるのですか。

(鈴木係長)

例外措置にはならないと思います。ただ、理念としてブラフ積を残そうというビジョンとすることによって、所有者の方などに、これは歴史的に価値があるものだということ認識していただいて、残す方向に向かえばいいのかなということなので、どちらかというとな法的な縛りを軽くするものではないということです。

(国吉会長)

ほかにご覧いただけますでしょうか。横浜市がこれまで取り組んできた「歴史を残す」ではなくて「歴史を生かす」といいますか、未来に発展しながら歴史を継承するという、二面性を持った取組の中でも新しいメニューが増えてきたということで、うまく活用して新しいタイプの歴史を生かしたまちづくりに展開していければいいのかなと思いますので、引き続き、いい方向へ向けてやっていただければと思います。また、かつて山手地区の西部町内会、東部町内会それぞれに、地域の歴史的建造物や景観を残すという市民活動が活発になっていたのですが、ちょっと下火になった感じがあつて、かなり西洋館が売られてしまい、新しい事業者が開発するみたいな傾向が出てきたわけですが、こういうことを機会に地域の協議会とか、そういったものがうまく展開するといふなと思います。

よろしいでしょうか。本件に関しては報告ということではありますが、流れとしては素晴らしいことだと思いますので、引き続き効果的な展開を図るよう検討していただいて、また報告いただければと思います。

(5) 各部会の開催状況について (報告)

(国吉会長)

次の議事(5)です。各部会についての報告ですが、前回の都市美対策審議会開催以降に開催されました各部会の開催状況について報告です。各部会長は就任したばかりですので、取りあえず事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。各部会の報告について事務局からご報告いただき、もし自分が担当している部会で報告の内容に補足するようなことがありましたらご意見を頂きたいです。それでは、事務局からよろしくお願ひします。

議事5について、事務局から説明を行った。

(国吉会長)

各部会の報告で、中身が多かったので少しスピードアップしてやりましたけれども、ご理解いただければ幸いです。どこの部会のもので結構ですので、先ほど説明した内容等についてご意見・ご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。政策検討部会における議題の中の、新たな都市デザインのあり方検討は、今後、非常に重要となっていくと思います。今日は、この中でも説明があった未来会議という、いろいろな方を含めた今後についての取組等に加わってご助言いただいていた三輪委員さんがいらっしゃいますから、何かご意見がありましたら頂ければと思います。

(三輪委員)

まず、未来会議は、こちらでも初めてお耳にした先生もいらっしゃると理解して大丈夫ですよ。都市デザインが50周年を迎えまして、横浜市の今後の都市デザインというものがどうあるべきかみたいなことを、私と野原先生で伴走させていただきながら、一般公募の方々からいろいろ話を取り込んだというのが、昨年度末に駆け足で実施したことになります。

それについて取りまとめたいただいたのが、今日の政-2の資料になります。話題の中では、都市デザイン室が今後どう行くべきか、これからの20~30年、50年に向けて、都市デザイン室がどのように横浜の都市デザインを牽引していくのかとか、あるいは先ほどの話題もありましたけれども、どうしても横浜の都市デザインといえますと、やはり中心部の話題になりそうところで、一方で、郊外にある古民家や里山文化などの在り方みたいなものを都市デザイン施策の中にどう盛り込んでいくかというのはかなり重要で、結構、戦略的に進めなければいけないのではないかという話は伴走しながら話題に出ていて、たくさんの宿題をやり取りしております。

そのお話を前回7月に開催した政策検討部会でさせていただいた中で、ここにあるように、都市マスそのものの中にどのように位置づけるかというところから発端して整理していただいているのですが、都市デザイン、デザイン、施策、あるいは参加だったり、あるいは暮らしだったり、今ですとケアのほうだったり、私も地域まちづくりの委員をやっていますので、そちらのほうでも割とハードよりも別の部分でのデザイン施策みたいなものも求められている時代の中で、マスタープランだけではないところも含めてどのように落とし込むかというのは、すぐにすんなり進む答えが出るような話題ではないのですが、せっかくなので契機として議論していくべきではないかというようなお話になったかと思っております。たくさんの宿題が今、多分、都市デザイン室さんのほうには渡っているというふうに理解しています。

特に最後のところで、今後の具体的取組の展開の中でも、海のことだったり、郊外の話だったり、少しハードに寄ったというか、場所に寄ったところから入り込んでいっているのですが、例えばその教育的な話、あるいは福祉的な話、そのあたりとデザイン施策みたいなことを、どこまで都市デザイン室がやって、ほかの局との連携を深めていくかというところがかかなり肝かなと思っておりますので、そのあたりは政策検討部会のほうで引き続き議論させていただければと思っております。

(国吉会長)

この件につきましては、事務局からスケジュールでご説明しましたように、今後、政策検討部会で2回行った後に、また本全体会議に報告し、ご意見を頂いて、次の展開をするというようなプロセスを経ていくことになるかと思っております。この件に限らず、全体の報告について何かご意見ありますでしょうか。質問でも結構です。よろしいでしょうか。

ないようですので、本日の議事は以上となります。

事務局から確認をお願いしたいと思います。

(光田書記)

本日は、会長の選任及び部会の構成、各代理者について決定していただきました。また、議事(4)と(5)の報告事項につきましては、頂いたご意見について参考にさせていただきます。

また、本日の議事録ですが、会長の確認をいただき、閲覧をさせていただきたいと思っております。

(国吉会長)

次回の審議会の日程等について、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

(光田書記)

この親会はおおむね年に2回開催を予定しております。次回の予定は年度末をめどに、別途日程調整をさせていただきます。

(国吉会長)

	<p>これをもちまして、第135回都市美対策審議会を終了いたします。このメンバーにて2年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>閉会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、審議会委員名簿、第134回議事録 【議事2】 ・資料2 : 横浜市都市美対策審議会（令和5年8月7日～） 部会構成（案） 【議事3】 ・資料3 : 横浜市都市美対策審議会 代理者（案） 【議事4】 ・資料4-1 : 歴史的風致維持向上計画の策定について 【議事5】 ・資料5-1 : 第134回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況（一覧） ・資料5-2 : 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について ・資料政-1 : 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について （関内地区都市景観協議地区 中区港町1丁目1番1ほか） ・資料政-2 : 新たな都市デザインあり方検討について ・資料景-1 : 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について （みなとみらい21新港地区都市景観協議地区 中区新港2丁目2番1） 景観推進地区（みなとみらい21新港地区：中区新港2丁目）における景観形成について ・資料景-2 : （仮称）北仲通北地区 B-1地区における景観形成について ・資料景-3 : （仮称）横浜市中区海岸通り計画 A-1地区における景観形成について
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、会長が確認する。 ・次回の審議会は、別途日程調整する。